

発議案第 2 4 号

八千代市学校給食費の助成により実質無償化を実施する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 3 年 1 2 月 6 日

八千代市議会議長 大塚 裕介 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
賛成者	八千代市議会議員	植 田 進
	同	伊 原 忠
	同	飯 川 英 樹
	同	三 田 登

提案理由

学校給食は教育の一環であり、生きる上で基本である食育は、子供が豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくための教育の柱と位置付けられている。学校給食の無償化により、学校給食費の徴収や督促などの教員の事務負担や、学校給食費を負担する児童又は生徒の保護者の負担の軽減を図り、子育て支援の推進と義務教育無償の理想を実現する。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市学校給食費の助成により実質無償化を実施する条例

(目的)

第1条 この条例は、八千代市立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「市立学校」という。）の学校給食費（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食に要する経費をいう。以下同じ。）について、学校給食費を負担する児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し助成金を交付することにより、保護者の負担軽減を図り、子育て支援を推進するとともに、学校給食を充実させ、食育を推進することを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、市立学校に在籍する児童又は生徒の保護者とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、学校給食費に相当する額とする。ただし、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、助成金から当該給付額を除くものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、助成金の申請及び受領について、児童若しくは生徒が在籍する市立学校の校長又は八千代市教育委員会に委任するものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(返還)

第7条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、申請者に対し、期限を定めてその返還を命じることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。